

令和 5 年度 第 5 回 北海道高齢者保健福祉施策検討協議会 議 事 録

日 時：令和 6 年 2 月 7 日（水） 18：00～

場 所：オンライン開催（ZOOM）

（配信場所：北海道医師会館 9 階 理事会室）

【座長】

それでは、次第に沿って、議事を進めさせていただきます。

本日の議題は、「第 9 期 北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（素案）に係る意見及び対応状況」について、「第 9 期 計画（案）」について、「令和 6 年度における介護人材確保施策」についての 3 つの事項となっております。

それでは、議題（1）第 9 期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（素案）に係る意見及び対応状況についての説明を事務局からお願いします。

○報告・協議事項（1）第 9 期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（素案）に係る意見及び対応状況

【事務局】

それでは、議題 1（1）第 9 期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（素案）に係る意見及び対応状況について、資料 1-1、資料 1-2 によりご説明させていただきます。

それでは資料 1-1 をご覧ください。こちらの資料は前回の協議会でお示した高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（素案）に対しまして、道民の皆様からのパブリックコメント募集を行い、提出のあった意見を整理した資料となります。

右下のスライド番号で 1 ページ目をご覧ください。パブリックコメントの募集方法等について整理したページとなります。道民の皆様から広く計画への意見をいただくため、昨年 12 月 5 日から本年 1 月 5 日までの期間、北海道のホームページなどに計画素案を掲載して意見などを募集したほか、計画素案について住民の方などへ直接、説明と意見交換を行うため、全道 6 箇所地域説明会を開催し、延べ 446 人の方にご参加いただいたところです。

こうした結果、29 件のご意見などの提出があり、次のページ以降に意見の概要と意見に対する道の考え方を整理しております。

2 ページ目の項目 4「意見の反映状況」をご覧ください。いただいたご意見に対する道の考え方を「A」から「E」の 5 つに分類しました。「区分 A」として、意見を計画案に反映したものは 2 件となっております。項目 5 の（1）に記載しております。具体的な内容として、「要介護（要支援）度ごとのサービスの利用状況を記載していただきたい。」「地域包括

ケアシステムについての説明を記載していただきたい。」との2つの意見に対しまして、計画に新たなグラフや資料を追加しました。計画に反映した箇所につきましては、後ほど資料2-1でご説明させていただきます。

3ページ目をご覧ください。「区分B」の、「意見の趣旨が計画と同様と考えられるもの」は14件となっております。主なご意見としましては、高齢者への医療提供体制など、高齢者を支える医療・福祉施策の充実や介護人材の養成・確保に関するものが多く、第9期計画のほか、医療計画や地域福祉支援計画など、道が定める計画に既に記載されており、今後も引き続き取組を進めていくこととしております。

続きまして5ページ目をご覧ください。「区分C」の、「意見を修正していないが、今後の施策の参考とするもの」は1件となっております。ご意見の内容としましては、高齢者の増加による救急医療体制への影響と地域包括ケアシステムにおける重要な役割のひとつである「医療と介護の連携」の推進にあたり、救急医や救急隊の意見を反映することが必要であるというものです。高齢者の病状急変時に救急搬送も含め、適切に対応できるよう、地域において在宅医療・救急医療等の関係者間の連携体制の構築を支援していくこととしております。

続きまして6ページ目をご覧ください。「区分D」の、「計画に取り入れなかったもの」は9件となっております。主なご意見としましては、基本テーマの考え方に関するものや防災計画などの他計画や市町村の取組みに対するものなどとなっております。現在の記載内容に至った考え方や関連する市町村などの取組について示しております。

最後に7ページ目をご覧ください。「区分E」の、「素案の内容についての質問等」は3件となっております。全て計画本文中の用語や取組内容に対する質問とその説明となっております。資料1-1につきましては以上となります。

続きまして、資料1-2をご覧ください。こちらの資料は前回の協議会でいただいたご意見に対しまして、回答できていなかったものを整理したものです。内容については、担当の地域支援係からご説明いたします。

【事務局】

前回（第4回）の協議会においていただいた意見の対応等につきまして、説明させていただきます。資料1-2をご覧ください。スライド番号1ページ目になります。意見の対応状況について、意見の内容とそれに対する考え方でございます。〇〇委員と〇〇委員から通いの場につきまして、また、〇〇委員から生活支援コーディネーターの支援につきましてご意見をいただいております。

まずは、〇〇委員のご意見でございますけれども、「高齢者の介護予防を進める上で、通いの場の活動回数や内容を充実させていくことが重要であり、週に1回くらいの頻度で活動している通いの場を増加させていくことが必要ではないか」とのご意見でございました。こちらの対応状況でございますけれども、自立支援、介護予防・重度化防止に当たりまして

は、運動機能や認知機能等の低下を防ぎ、地域とのつながりを維持することが重要と考えておりました、〇〇委員のご意見のとおり、頻度も含めまして、地域の実情や特色を活かした多様な「通いの場」の取組やアクティブシニア等の活躍支援、老人クラブへの参加の促進等について推進してまいりたいと考えております。

次に、〇〇委員のご意見でございますけれども、「北海道は雪もあって、冬場の外出の難しさもあるので、高齢者が通いの場に参加しやすくなるような施策が必要ではないか」とのご意見でございました。対応状況でございますけれども、感染症や冬期の自然状況に左右されない「通いの場」を実証するため、「高齢者通いの場 ICT 活用推進モデル事業」を実施したところでございます。こちらの事業は利用者の方にタブレット端末を貸与致しまして、オンラインを活用した多様なコンテンツ、例えば、オンライン交流会ですとか、バーチャル旅行、また、講師と利用者がそれぞれ自宅で一緒に食事をつくる料理教室など、ICT を活用した交流の場を展開した事業でございます。リアルな通いの場に加えまして、環境等に左右されないこういった取組につきましても、地域の実情に応じながら取組を推進してまいりたいと考えてございます。

次に、〇〇委員のご意見でございますけれども、「生活支援コーディネーターやアクティブシニアなど、高齢者の生活を支える人が『自立を支援する』という視点をもって活動できるよう養成してほしい」とのご意見でございました。対応状況でございますけれども、介護予防の取組に当たりましては、高齢の方々の有する能力に応じ、自立を支援することが重要と考えてございまして、〇〇委員のご指摘のとおり、生活支援コーディネーターの養成や、アクティブシニアの活躍支援セミナーの開催に当たりましては、そのような視点を持つことの重要性を踏まえて実施してまいりたいと考えてございます。

委員の皆様には大変貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。今後の事業の実施に当たりましては、いただいた意見を十分に踏まえまして、対応してまいりたいと考えてございます。

報告・協議事項の1つ目「第9期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（素案）に係る意見及び対応状況」については、以上でございます。

【座長】

ありがとうございます。ただいまパブリックコメントに対する意見とそれに対する対応及び前回の検討協議会において出された意見に対する対応を述べていただきましたが、ご質問や意見はありませんか。

【〇〇委員】

取り入れていただきありがとうございます。よろしく申し上げます。

【〇〇委員】

取り入れていただいたことはありがたいです。どうぞよろしくお願いいたします。

【座長】

次の議題に移りたいと思います。続きまして、議題1(2)「第9期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画(案)」について、事務局より説明をお願いします。

○報告・協議事項(2)第9期 北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画(案)

【事務局】

続きまして、議題1(2)については、資料2-1、資料2-2によりご説明させていただきます。資料2-1をご覧ください。こちらの資料は前回の協議会でお示しした計画素案からの変更点の概要を記載しています。資料の構成は左から順に、左端の番号が、資料2-2として配布している計画案でのページ番号、2列目が計画素案での記載内容、3列目が計画案での記載内容となっており、赤字で記載している部分が素案からの変更点となっています。一番右側の列には、変更理由を記載していますが、大きく4点ございまして、1つ目が「最新の将来推計人口等に基づく各種数値の更新」、2つ目が「パブリックコメントの意見の反映」3つ目が「介護人材の推計結果の反映」、4つ目が「市町村による介護サービス見込量の反映」この4つが変更点になりますが、それぞれ簡単にご説明します。

1点目については、1ページ目をご覧ください。国立社会保障・人口問題研究所より、12月22日に最新の将来推計人口が公表されたことにより、関連する数値やグラフを更新いたしました。前回の推計では、令和22年の高齢者人口が175万人と見込まれていましたが、今回公表された将来推計人口では、高齢者人口の推計が170万人とされており、増加する傾向が、少し鈍化するという結果となっております。これに伴い、高齢化率や認知症高齢者の推計値等が更新されております。

次に2点目は、3ページ目の一番下の記載をご覧ください。パブリックコメントの内容を踏まえまして、新たに、要介護・要支援認定者の介護度別のサービス利用状況のグラフを追加したところです。

3点目は、5ページ目の下の記載をご覧ください。暫定版になりますが、将来介護サービス提供体制を支えるために必要となる介護従事者数を推計するための人材推計ワークシートが国から示され、市町村の介護サービス見込量等を踏まえて推計した結果、令和8年度末までに約11万5千人、令和22年度末までに約13万人の介護従事者を確保する必要があります。記載内容を更新したところです。

なお、今回の値は推計値であり、今後、国から人材推計ワークシートの正式版が示された後、再度算定を行うこととなりますので、数値は小さな変動が生じることも想定されますので、ご承知おきください。

なお、介護人材の養成・確保に向けた具体的な取組等につきましては、資料3によりまし

て、次の議題でご説明いたします。

4点目は、10 ページ目の2段目以降をご覧ください。第9期計画では、第7章で、高齢者保健福祉圏域ごとの状況を記載することとしていますが、各圏域のページにおいて、市町村のサービス見込量を最新の値に更新しております。道としましては、引き続き、介護人材の確保や介護サービス提供体制の構築を進め、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってまいります。議題1の(2)については、以上です。

【座長】

ただいま事務局より素案からの変更点の概要について説明をいただきました。これは前回の協議会において出された素案では不確定であった数字や、市町村のサービス見込量の積み上げが出てきたので変更したとのことですが、ご質問やご意見はありませんか。

ご質問やご意見がないようですので、続きまして、議題2(1)「令和6年度における介護人材確保施策」について、事務局より説明をお願いいたします。

○報告・協議事項(3) 令和6年度における介護人材確保施策について

【事務局】

令和6年度における介護人材確保施策について、資料3によりご説明させていただきます。

資料1枚目になります。現行の第8期計画においては、資料中段にありますとおり、「多様な人材の参入促進」、「福祉・介護に対する理解の促進」、「職場定着・離職防止の促進」、「介護職員の資質向上」、「関係機関の連携強化」及び「介護現場における業務改善の推進」の6つの推進方策により、各事業を展開しております。

これらの事業における、8期の主な取組について、資料の下の部分に記載しております。

まず、介護ロボット・ICT導入支援事業については、令和3年度から、機器等を導入することにより、人員体制の効率化、利用者に対するケアの質向上や、職員の負担軽減のための取組を予定しているなど、一定の要件を満たす事業所の補助率を1/2から3/4に拡充しております。

また、介護職を目指す方や、現職の方を始めとする全ての方へ、各種支援制度や介護の仕事の魅力についてのインタビューやコラム等、様々な情報を総合的に発信する「介護のしごとポータルサイト」を開設しております。

そのほか、福祉系高校生への修学資金と、他業種から介護分野への転職者に対する転職準備金の貸付事業や、介護事業所における職員の人材育成や、就労環境の改善に繋がる取組等について、基準を満たした事業者に認証を付与する「認証評価制度」の運用を新たに開始しております。

そして、今年度からは、生産性向上に係る事業所のニーズを適切な支援に繋げるための相談窓口として、業務改善に係るワンストップ窓口を設置したところです。

次に2枚目、8期の取り組みを踏まえた現状と課題について、資料にまとめております。

まず、①の取組の評価ですが、こちらのグラフが協議会においてご報告している令和3年度と4年度の各事業の指標達成状況について、ご説明しました6つの推進方策ごとに、平均値を算出したものです。

真ん中の灰色の線が基準となる100パーセントで、赤と青の線がそれぞれ令和4年・3年の指標達成率となっておりますが、6項目のうち、「多様な人材の参入促進」や「介護現場における業務改善の推進」の指標達成率が少し低くなっているところです。

次に、②の圏域ごとの研修実施回数等についてです。

こちらの表は、人材確保に関する事業のうち、地域ごとの実施回数等が算出可能な事業について、圏域ごとに算出したものです。

この2年間の実施回数の合計を各圏域の人口で割り、人口1万人あたりの実施回数を計算すると、事業の活用について、地域偏在が存在することが読み取れます。

なお、オレンジの部分が実績の高かった部分になりますが、上川北部の実施回数が、非常に高くなっております。

これについては、「次世代の担い手育成推進事業」において、総合的な学習の事業を活用した小学生へ向けた講義の取組が積極的に行われていたことなどによるものとなっております。

次に、③の表では、老人福祉施設等入所状況調査による「介護職員不足による空床が発生している特別養護老人ホーム」の数を、こちらにも圏域ごとに掲載しております。

こちらは、令和5年4月1日時点で空床が存在し、その理由について、「介護人材の不足によるもの」と回答した施設数となっており、8期の計画期間中も増加傾向にあり、特に、上川北部や北空知、日高などの地方では、人材不足による空床が発生しているといった回答の割合が高くなっております。

先ほどご説明した②の事業活用においては、上川北部は高い活用率となっているものの、活用している事業が先ほど紹介しましたとおり、将来的な人材確保の取り組みに資するものであったことから、現状の人材不足の改善には、中々繋がらなかったものと考えております。

最後の④につきましては、第9期のサービス見込量に基づく介護人材需給推計を掲載しております。

こちらは、国の人材推計ワークシート（案）により算出した仮推計となっており、今後、数値は変動しますが、精査中のものとしてお示しするものです。

需要推計は、2040年をピークとして増えていく一方、供給推計については、新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、8期での介護職員数が横ばいとなったことから、この推計では減少傾向が強く算出されており、紺色の折れ線グラフのとおり、需要と供給との差は増加していくとの推計となっております。

続きまして、最後に3枚目、令和6年度に向けた今後の人材確保に係る事業実施の方向性

と、介護人材確保施策案を掲載しております。

9期計画の項目立てに従って少し組み替えを行っております。

来年度の事業実施にあたっては、事業活用が進んでいない圏域での事業活用や、新規事業所等が参画しやすいような事業展開を図ることとしております。

具体的には、下の表にあるとおり、喫緊の介護人材確保の対策として、新たな「人材の確保」や、現在介護職として働いている方々の「定着支援」や「資質の向上」、そして介護分野の「職場環境改善」に係る事業を総合的に推進していくこととしているところです。

しかしながら、国予算案においても、既存の人材確保の取組に係る予算は減少傾向にあり、道としても、限られた予算を効果的に執行し、全道域に支援が及ぶよう、活用が進んでいない圏域での事業活用や事業活用例の展開、参画しやすい事業の在り方、市町村との連携等について、引き続き検討を続けてまいりたいと考えております。

「令和6年度における介護人材確保施策」については、以上です。

【座長】

ただいま事務局より「令和6年度における介護人材確保施策」について説明をいただきましたが、ご質問はありますか。〇〇委員、よろしく申し上げます。

【〇〇委員】

私は北海道市長会から参加させていただいており、北海道士別市ということで、まさに上川北部の街になります。介護人材不足がもの凄く顕著になっておりまして、士別市の来年度予算案もある程度まとまったのですが、来年度はこれまでやってきた介護人材を定着させる、あるいは確保するための事業を少し手厚くして、「介護従事者確保緊急支援事業」ということで、4つの事業を柱に新たに予算を増額して行うところです。

これで少しでも効果があればいいなと思っておりますが、前にもこの会議でお話したのですが、やはり介護保険制度を抜本的に変えない限りは、なかなか人材は増えないのではないのかというのが私の考えでありまして、昨年末に6,000円賃金を上げるという話が出て、驚愕してしまったのですが、全産業の平均から見ると6万円ほど賃金が安いわけで、桁が違っているところなんです。都道府県はもちろんですし、市町村も、皆さんご苦労されながら事業を組み立てているところですが、限界が近いと思っております。

ですので、お願いという形になるのですが、単純に介護報酬を上げるとなると利用者負担も自治体負担も増えますので、抜本的に制度を変えていくということで、是非この協議会からも、さらに国に対して声を強めて、ご提案・ご要望を活発にさせていただければと思います。

ちなみに、北海道市長会では、昨年の秋からの要望書の中で、「国の責任において」という文言を追加いたしました。やはりこれは国が決めることだろうというのが市長会の見解ということも併せて付け加えさせていただきます。

【事務局】

事業者に経済的、経営的余裕がなければ、賃金は上がらないため、道としても、国には事業者への支援として処遇改善を強く要望しており、できるだけ利用者の負担が増大しないよう支援して欲しいということも併せて、これからも国に要望してまいりたいと思います。

【座長】

事業者の収入を上げて、しかも負担を多くしないようにということは、なかなか難しいことかと思いますが、頭のいい人が考えてくれたらきっと上手くいくのかなと思います。

〇〇委員、何かご意見ありませんか。

【〇〇委員】

皆さんのおっしゃるとおり悩ましいものだなと思います。

大学が今、入試の時期で、本学は介護や福祉といった介護人材の養成はしておりませんが、少なくとも社会福祉という分野で関心があって、将来仕事に繋げていきたいという学生は、着実に減少しております。北海道には社会福祉人材の養成を主要とする大学がいくつかありますが、いずれの大学も、今回の募集に対しての応募人員は、前年度と比較しても、非常に少なくなっているという現状があって、「福祉は面白いのに、なぜ学生が来ないのか」といった話を大学でしておりました。

先日これは何の商業かと思って見ていたら、道の商業だったんですね。キャッチーな内容で浸透していくようなPRの方法を検討してはどうかと、この協議会で、道に対しては厳しい意見を申し上げておりますが、工夫されて、ご苦労されて、このところ道は頑張っているなど、商業もソフトな内容で、いいなと思いつつも、福祉人材については、なぜ増えないかと思っています。大変悩ましいところと思っているのが現状で、道としても、これまでの協議会の皆さんの意見を踏まえて、色々と苦慮されて取り組まれているのですが、なぜ脱却できないのか。これは自治体レベルの話ではなく、国が医療や介護など負担がかかることについては、国の施策に引っ張られているのではないかと、思うところもあり、悩ましいところだという結論です。以上です。

【〇〇委員】

今まさに〇〇委員がおっしゃられたように、本学も介護人材の養成は厳しい状況が続いております。東南アジアからの学生を少し招く方針に変えましたが、それもまだ始まったばかりで、どのような形で進めていけるのか模索しているところですが、方向性としてはそれしかないのではないかと考えております。「介護」という単語がついた瞬間に、高校生が興味を持たなくなってしまうという現状にあります。

そのような状況でも進めていかななくては、待ったなしになってしまっているのです、今やることをとにかくやっていかななくてはならないと思います。

【座長】

道のレベルではなく、国が考えていかななくてはならないのだらうと思います。その他にご意見はありませんか。

【〇〇委員】

介護保険事業支援計画についてお話させていただきたいと思っておりましたが、人材確保について、ヘルパーに限ったところで意見させていただきます。離職率がそれほど上がっていないというデータがあるのですが、ヘルパーの年齢層は60代～70代が主流になっていますので、転職をあまり考えずに離職しないでいる人が多く、数年後に退職・引退する人が多く出ます。そのため、現在も閉鎖しているところが多くあるのですが、閉鎖寸前の事業所が増えていくのだらうと考えますので、離職率についてはあまり楽観視できないのではないかと考えております。

また、次の報酬改定の内容が出ていますが、訪問介護に対しては、非常に苦しい報酬改定だと思っております。基本報酬が下がるので、厳しい事業経営に追いやられる事業所が増えていくと思います。黒字経営をしているデータが多く出ているので、報酬は上げなかったという国の意見についてですが、サービス付き高齢者住宅や有料老人ホームに隣接されたヘルパー事業所は黒字経営しているのですが、在宅の住み慣れた住居に一件、一件、訪問している事業所は赤字です。

今回の報酬改定で更に厳しく追いやられるので、道の施策で人材を確保しても、受け入れる受け皿がなくなる可能性がある状況にあり、高齢者への施策だけではなく、障がい者への施策や、ヤングケアラー、8050問題にも在宅ヘルパーは大きく関わっていますので、そのような方面にも大きな影響が出てくると思います。

処遇改善が一本化して取りやすいようになっていることも大きな問題がありますので、頭を悩ませております。職能団体として現状を調査して、最悪の状況をお示ししていきたいと思っておりますが、処遇改善を上手に運用できるような方法を見いだすしかなく、道とも協議いただきたいと思っておりますので、ここで今回の報酬改定についてお話させていただきました。

【座長】

訪問介護事業所は黒字だと厚生労働省が言っておりましたね。在宅系の訪問介護事業所は大変な赤字になっているのではないかと考えておりますが、何を見て言っているのでしょうか。実態や詳細なデータが手元にないのでわかりませんが、おっしゃることは非常に良くわかります。

【〇〇委員】

人材育成について、〇〇委員の方からも切羽詰まったようなお話がありましたけれども、

小さい街ですと、特に深刻です。介護人材を多く確保できている事業所は何とか経営できているようですが、やはり介護人材が4、5人くらいの事業所ですと、もしかしたら閉鎖になるかもしれないという話をよく聞きます。

現実の話ですが、2階建ての高齢者住宅があって、介護人材が足りずに、これまで2階しか使われていなかったけれども、介護人材が集まったので1階の入居者の募集できるようになったという話を聞きました。建物ばかり出来上がっても、介護人材として働いてくれる人がいないということは問題なので、自分の地域の人材がいれば良いという考えではなく、周辺地域のことも考えながら、みんなが共倒れにならない方法を協議会でも話し合った方がいいのではないかと思います。

ヘルパーさんも70歳を過ぎても元気であれば働いてもらわなければならない時代だと、私が住む地域の介護施設の経営者の方がおっしゃっていました。身体が丈夫で認知症になっていなかったら70歳過ぎても働けるかもしれませんが、認知症の方を見なくてはいけないため、お互い肉体的に大変だと思うので、介護人材の確保は緊急を要する事項として第一にやっていってほしいと思います。

認知症の方が増える一方で、介護人材がたくさんいなければ、安心して年を取っていけないですし、それこそヤングケアラーにも繋がっていく問題ですよ。是非ご検討をよろしくお願いします。

【座長】

人材確保については他にご意見がないようなので、全体を通してご意見をいただきたいと思うのですが、〇〇委員いかがですか。

【〇〇委員】

意見というよりも感想になりますけれども、看護の業界も人材不足は言われておりまして、先ほど〇〇委員もおっしゃったように、60代、70代になっても働けるように研修を組んだり、普及啓発をしたり、「プラチナナース」という言葉を使って、セカンドキャリアとして頑張ってもらいたいという呼びかけをしています。

また、看護師の処遇改善についても、各医療機関で取り組んでもらうために事務長・看護管理者向けに説明会を何度も開催しているところです。介護の業界はさらに厳しいと聞いております。高齢者施設等でも魅力ある職場として発信できれば良いと思っております。

バスの運転士もおらず、路線が縮小になっているところもあり、各地域の中で、何を手厚くし、まちの機能のどこに重点をおくか、そのためにどうするかなど、まちぐるみで話し合う場が必要かと思っておりましたが、本日のお話を聞いて、国の施策に期待するしかないのかとも思って聞いておりました。

【座長】

〇〇委員、ご意見いかがですか。

【〇〇委員】

今年度の協議会に2回ほど出席できなかったので、書面で色々を見せていただいております。計画の内容については十分ご議論いただいたと理解していますし、本日も見せていただいた計画の案についても、十分に理解をしています。非常に見やすい内容になったのではないかと感じておりました。ただ、本論とはまったく違うのですが、表紙を見ますと、挿絵が色々出ており、少し軽いというのが私の感想で、どうしてもこれが必要なのかということと、一部にしか入っていない挿絵なので、それも含めて個人的には違和感があったということでございます。

【座長】

資料2-2の第9期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画(案)のことですね。その他にご意見ございませんか。〇〇委員、ご意見よろしくお願いします。

【〇〇委員】

資料2-2の第9期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画(案)の27ページの「計画の方向性」を見ると、第1節の計画の基本テーマに、「道民一人ひとりが介護予防と健康づくりに主体的に取り組み」とありますが、これは自助のことを言っていると思います。

また、「従来の関係を超えて、ともに支え合いながら誰もが住み慣れた自宅や地域で自分らしく安心して暮らし続けられる」というのが共助のことを言っていると思います。

これに加えて、地域包括ケアシステムを活用するためには、行政が住民を助けるという公助の要素があって初めて成立すると思います。

この自助、共助、公助の考え方は、これから超高齢者社会を迎えるに当たってとても大事な考え方だと思いますが、一般の市民の方々はこのようなことを考えているのか、浸透しているかは疑問です。みんなが共通の認識を持っていないと進まないことなので、是非広めてほしいです。

また、人材育成・人材確保について、小中学生に向けたキャリア教育や啓発活動が重要だと以前発言しましたが、自助、共助、公助の考え方は、とても大切なことなので、小学校や中学校の学校教育のカリキュラムの中で教えるような体制ができれば良いと思います。

【事務局】

人材確保の事業のなかで、視覚障がいや聴覚障がいをお持ちの方など、福祉の講話等を行うアドバイザー派遣制度があるので、自助、共助、公助のお話ができる方を学校に派遣でき

るように検討したいと思います。

【〇〇委員】

小中学校で啓発教育を単発で行うこともとても大事なことでありますが、通常の授業のカリキュラムのなかで生徒たちが毎年学べるような時間をとるのが一番良いと考えているので、学校教育の中に定着していただけるような体制にしていいただければと思います。

【事務局】

教育庁にご意見をお伝えしたいと思います。

【座長】

担当部局が違うかと思いますが、お伝えいただければと思いますのでよろしくお願ひします。〇〇委員、ご意見ありませんか。

【〇〇委員】

薬剤師会といたしましては、第9期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画に則りまして、活動してまいりたいと思っております。

また、介護の人材確保のお話もございましたが、薬剤師につきましても都市部と地方で人材確保に大きな地域差があります。地方ですと、特に病院で薬剤師が非常に足りない状況が続いているところでございます。従来ですと、道内の都市部で働く薬剤師に地方へ来てもらうことを模索したのですが、北海道内でとりあっても罅が明かないので、北海道は魅力のある土地柄でもあることから、魅力を感じていただいている東京など本州の都市部で働く薬剤師の方に道内の地方で働いてもらうといった事例を一つ一つ増やししながら、地方での薬剤師不足を解消しようとしているところです。好事例がありましたら皆様に共有していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

【座長】

人材不足の解消については、基本的に国の施策と人口問題だと個人的には思っておりますが、全体的にご意見ございますか。〇〇委員、ご意見よろしくお願ひします。

【〇〇委員】

介護職の人材確保の件ですが、先般、倶知安町にお邪魔してお話を伺った際に、ニセコの比羅夫のリゾートに外国人が来ており、時給相場が上がっています。ホテルのベッドメイキングでも1,500円から2,000円、それから24時間営業の飲食店の夜間のオペレーション業務についても、当初2,000円を超え、完全に最低賃金との関係では時給相場が壊れています。

ただ、それでも人が欲しいので、そういった地域が出てきており、有資格の介護職や看護師ですら責任や重圧のないベッドメイキングなどの働き方を選ぶ人たちもいて、介護関係の事業所が閉鎖になったという実態を伺ってまいりました。医療と介護の連携ができないと、お年寄りには社会的入院をするしかなく、医療費が高額となる実態がすでに起こり始めています。

介護の仕事はとても重要な仕事で、誇りある仕事ではあるのですが、平均賃金から大きく下回っています。根本的に国の施策として処遇改善をやっていかないと、専門的な技術が必要で重要な仕事が、いとも簡単に最低賃金の2倍の時給をもらえるホテルや飲食などの業界にとられてしまうことが起こっております。

この事実を共有しつつ、次世代半導体の関係でラピダスの周辺地域でも今後人材の獲得競争が起こってくる可能性があるので、やはり何よりも処遇改善だということをお伝えしたく発言させていただきました。

【座長】

その他にご意見はありませんか。質問ありませんか。〇〇委員、ご意見ありませんか。

【〇〇委員】

前回もお聞きしたのですが、事業所にとって処遇を改善する場合の介護報酬の取り方の問題は非常に大きいと思っており、介護報酬の仕組みがわからず、詳しく知りたいのでご説明をお願いできればと思います。

【事務局】

種類や区別によって賃金が違いますし、処遇改善については基本報酬プラス加算で処遇改善の申請をさせていただいておりますが、どのような内容を知りたいのでしょうか。

【〇〇委員】

加算の要件が色々あると思いますので、どのようにすれば基本報酬への加算が取得できるかが知りたいです。

【事務局】

処遇改善の要件について、国の介護報酬の見直しがあり、わかりやすく一本化となっておりますが、処遇改善の要件としましては、環境改善を図って賃金体系を設けているか、働きやすい職場づくりをしているか等の項目をクリアしていくことで加算を取ることができます。

ただ、色々な条件があり、この場で全てお話しするのは難しいので、改めて〇〇委員にご連絡差し上げたいのですが、よろしいですか。

【座長】

本体収入が上がらないと加算だけでは大変だと思います。基本的に介護報酬を上げるのが一番なのですが、財政的な問題があるのでしょうか。底上げがないと経営者としてはできないと思います。

【事務局】

介護報酬が上がりますと、利用者負担も上がるという問題もあって、そこを十分に考えていかなければならないと思っております。

【座長】

〇〇委員いかがですか。

【〇〇委員】

十数年前に介護報酬ではなく、処遇改善のために国が補助制度を設けていたことがあり、賃金のことであったり、キャリアパスのことであったり、処遇改善を図るときに色々な要件が付いていて、介護施設に勤めていたときに非常に取りづらいついておりました。例えば、介護福祉士の資格を持っている人の割合や常勤職員の人数などの要件があったと思います。現在どのような内容になっているかが具体的に知りたい内容でしたが、いかがでしょうか。

あとで個別に教えていただけるとのことだったので、それでも結構です。

【事務局】

改めてご連絡差し上げたいと思います。

【座長】

その他にご意見、ご質問ありませんか。ないようでしたら、「その他」に移りたいと思います。全体を通して、その他ご質問等なければ終了したいと思います。

【〇〇委員】

これから認知症の人がますます増えていき、地域住民、一般の方々に認知症の知識を教える機会がたくさんあると思うのですが、地域に入ってお話しして理解してくださいと言っても理解できない人が多いです。身近な人が認知症になって初めてその大変さに気がつく人も多いため、さらに普及させていって欲しいです。

それから、認知症施策基本法が秋頃に改正するのではないかと聞きましたが、それを踏まえた取組を進めていって欲しいと思います。

【事務局】

秋頃の認知症施策基本法の改正というのは、国が検討している「認知症施策推進基本計画」のことかと思えます。こちらも注視しながら進めていきたいと思っております。また、今回の計画案において、認知症当事者からの発信など、理解を深める取組について記載してございますので、いただいたご意見を踏まえて取り組んでいきたいと思っております。

【座長】

〇〇委員、よろしいでしょうか。

【〇〇委員】

ありがとうございます。

【座長】

そのほかご意見ございませんか。特になければ、以上で議事を終了し、事務局にお返ししたいと思います。

※この文章については、読みやすいよう、重複した言葉づかい、明らかな言い直しなどを整理し作成しています。